

平成18年度 第7回企画小委員会

土地改良事業における国と地方との適切な役割分担
論点整理

平成18年12月15日

農村振興局

目 次

- 1．農地・農業用水等の整備に関する国と地方の役割分担の考え方
 - (1) 国の責務
 - (2) 国の関与の必要性
 - (3) 地域の発意に基づく土地改良事業実施のしくみ
 - (4) 土地改良事業における国と地方の役割分担

- 2．国営事業の役割
 - (1) 水利システムの形成と国営事業
 - (2) 大規模で優良な食料生産地域の形成
 - (3) 基幹的施設の効率的な更新
 - (4) 中山間地域等における構造改革の先導
 - (5) 自然環境保全等政策テーマに沿ったモデル的实施

- 3．都道府県営事業の役割

- 4．土地改良事業の今後の展開方向

- 5．国が行う基礎的・広域的事業の重点化
 - (1) 既存施設の更新事業に重点化
 - (2) 更新事業の重点化に伴う事業の管理運営の充実・強化
 - (3) 国と都道府県の一層の連携の強化

論 点	委員の意見等	とりまとめの考え方
<p>1. 農地・農業用水等の整備に関する国と地方の役割分担の考え方</p> <p>(1) 国の責務</p>	<p>国が担うべき役割を判断する上での基準は、国境管理、治安、防衛、地域の多様性やニーズに応動的であってはならないもの(司法・刑法体系など)、全国的な視野で行う必要のあるもの(基幹的交通体系)、スピルオーバー(他地域への便益の波及)が顕著なもの。</p> <p><u>土地改良事業に係る国の役割は、の食料安全保障、の基幹的施設の整備、のスピルオーバーが該当。</u></p> <p>については地域の多様性の必要な土地改良事業こそが地方の役割。(第2回)</p>	<p>国は、食料の安定供給とともに農業生産活動がもたらす多面的機能の十分な発揮のため、我が国農業の持続的な発展と農村の振興を図るための施策を総合的に策定し実施する責務を有する。</p> <p>このため、国は、食料自給率の向上にむけ、食料の安定供給を図る観点から、農業生産にとって最も基礎的な資源である農地・農業用水の整備に必要な施策を講ずる。</p> <p>(参考1)</p>

論 点	委員の意見等	とりまとめの考え方
<p>(2)国の関与の必要性</p>	<p>農地や農業水利施設については、<u>便益が地域を越えて波及するという財の性格から地方公共団体の自発性だけに任せると過小供給となる可能性。食料の安定供給といった観点からの国の関与が必要。</u>(第2回)</p> <p>各都道府県毎に農地の維持すべき面積を農地法などに位置付ければ、農地や農業水利施設の保全の役割は地方に委ねても良いということになるが、今の法制下では、<u>地方公共団体はより効率的に税収が確保される政策を優先することとなる。</u>(第2回)</p>	<p>農地・農業用水が提供する食料の安定供給や多面的機能(景観・生物多様性等)は、その便益が国民全体に及び、非排除性・非競合性といった性質を持つ公共財としての側面を有している。</p> <p>農地・農業用水の機能を維持・発展させるための整備を地方に委ねた場合、費用を負担せずに便益を得ようとする行動、いわゆる「ただ乗り(フリーライダー)」が発生し、過小供給(国全体としての必要量を確保するための整備がなされない)となるおそれがあるため、国による財政関与が必要。</p> <p>国民全体に食料を安定供給するための農地や農業水利ストックは地方圏に偏在しており、財政力も脆弱な地方公共団体が多く、地方公共団体の自発性だけに任せると国全体として食料の安定供給を確保するための整備がなされないおそれ。 (参考2)</p>

論 点	委員の意見等	とりまとめの考え方
<p>(3)地域の発意に基づく土地改良事業実施のしくみ</p>	<p><u>土地改良事業は、他の公共事業と異なり、農家、土地改良区及び市町村の役割が重要。国と地方の役割分担の見直しにあたって、土地改良区の意向を十分に踏まえることが必要。(第5, 6回)</u></p> <p>国営造成施設を管理している<u>土地改良区に対するアンケート結果では、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>農地や農業水利施設の整備について、食料の安定供給や財政的視点から国の責務として整備すべきとの意見が大宗を占め、さらに地方の財政状況が厳しいことから国の役割を拡大すべきとの意見も6割程度存在。</u> ・<u>今後の国と地方の役割分担について基本的な枠組みを維持すべきとする意見は7割を占めるとともに、更新投資に重点化が必要との意見も4割程度存在。</u> <p>(参考4)</p>	<p>土地改良事業は原則として、受益農業者の申請、同意を基本条件とし、また、その実施にあたっては、水系や行政単位など一定の地域内の農業者(事業参加者)の2/3以上の同意を得て設立される土地改良区が主体となる。</p> <p>土地改良事業のうち、事業の規模、範囲、役割等に応じて、都道府県営事業、国営事業を規定。特に、食料の安定供給など国家存立の基盤を確保するため必要不可欠で、全国的規模や視点から整備を図っていく必要があるものを国営事業として実施。</p> <p>土地改良区は事業に係る建設費の一部を負担すると共に、施設の維持管理の主体となっている。土地改良施設の保全管理や更新整備においてもこうした土地改良区の役割・機能が十分に発揮されることが必要である。</p> <p>(参考3)</p>

論 点	委員の意見等	とりまとめの考え方
<p>(4)土地改良事業における国と地方の役割分担</p>	<p>地方分権の原則は、地方に出来ることは地方に任せ、地方ではうまくゆかない部分を国が行うという補完性の原則。<u>県ではできないことを国が担うという整理があるのでは。(第5、6回)</u></p> <p>国と地方の「一体的」な行政運営から、今後はそれぞれの役割を明確化し分担していくべきという考えが基本。<u>土地改良事業でいえば国は基幹部分、地方は末端部分を実施することは「一体的」ではなく「連携的」であるということ。(第5回)</u></p> <p>地方の主要産業は農業から製造業・サービス業に変化し、農業の利益率は低くなってきている。また、農業は国際競争に曝されている。このように状況が変わってきている中で、<u>食料の安定供給の観点から、農業は地方の問題ではなく国の問題になってきているのではないか。(第6回)</u></p> <p>土地改良事業の制度は、土地改良区が出来ないものを都道府県が実施し、さらに都道府県が実施出来ないものを国が行うというしくみであるが、土地改良法が制定された頃と状況は大きく変化しており、<u>国が補完的に役割を果たすという整理でよいのかと感じている。(第6回)</u></p>	<p>地方公共団体は、地域における農業の持続的な発展と、関連産業の育成や都市との交流も含めた地域振興などの観点から、国と協力しつつ、地域の实情に即した効率的かつ安定的な農業経営の育成や農村振興などを担う。</p> <p>このことから、都道府県営事業は、地域の多様性に応じ、担い手の育成・確保や地域農業の振興に資するため、国営事業と連携し、末端に至る農業水利施設や農地を整備。</p> <p>国は、農業の国際化が進展する中で、「食料の安定供給」などの国家存立の基盤確保について全般的な責務を有しており、全国的な視点から食料供給の基盤の整備を担う。</p> <p>こうした視点から、国営事業は、大規模な投資が必要な基幹的施設の整備などを、都道府県営事業と連携し実施。</p> <p>(参考5)</p>

論 点	委員の意見等	とりまとめの考え方
<p>2. 国営事業の役割 (1) 水利システムの形成と国営事業</p>	<p><u>役割分担について、現在は 3,000ha を基準としているが、採択要件を拡大すべきか、縮小すべきかという議論もあるのではないか。(第1回)</u></p> <p><u>地方公共団体の財政状況は厳しく、地方だけでは必要な施設の整備のための費用負担が出来ない。国営事業や費用負担のあり方を大きく変えることは混乱を招く。農村部は都市へ水・電気・食料・自然を供給している。農業水利ストックについても国家的見地から保全していくことが基本。(第1回)</u></p> <p><u>全体的なシステムとして機能している農地・水を適正に管理していくための役割分担において、国・県・市町村・土地改良区のどれが欠けても重大な支障が生じると実感。(第4、5回)</u></p> <p><u>農業水利は広がりを持つシステムであり、新設から維持管理を経て更新改築に至るまで国と県と地元(市町村、土地改良区)がそれぞれの役割を自覚し、その役目を果たすことにより十分な機能を全うしている。新設はもちろん更新改築においてもその基本形は変わらず、変えてはならない、変わるとシステムとしてうまく機能しなくなる。(第6回)</u></p>	<p>農業水利施設は、水源を確保し、河川から取水して、農地に安定して用水を供給するため、基幹から末端に至る一連のシステムを形成。</p> <p>こうした水利システムは、国、県、地元の役割分担のもと、長い歴史の経過で培われてきたものであり、その機能を次世代に継承していくことが必要。</p> <p>国営事業で造成した基幹的施設については、更新事業においてもその広域性・基礎性に変化はないことに加え、現状における農業情勢や地方財政の厳しさ等を踏まえると現在の国営事業の基本的枠組み(国営事業の規模要件、国の負担割合)を基本とすべきである。</p> <p>(参考6)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>なお、国営事業は、「我が国の食料生産の中核を担う大規模かつ優良な農業地域において、総合的に集積した高度な技術を活用するものに重点化」しており、その効果は「生産者のみならず、消費者を含め広く国民に及ぶ」ことから、「全国的な見地から必要とされる基礎的または広域的な事業の実施に限定」とする規定(中央省庁等改革基本法第46条)に該当。</p> <p>(参考7)</p> <p>また、公共事業においては、事業の主体が費用を負担するという原則に則り、国営土地改良事業については国の負担を 2/3 に設定。</p> <p>(参考8)</p> </div>

論 点	委員の意見等	とりまとめの考え方
<p>(2)大規模で優良な食料生産地域の形成</p>	<p>先人の努力と<u>国営事業により一大穀倉地帯が形成されてきた中、大規模な施設の更新整備の際には国営事業による実施が食料の安定供給という国家的な見地から必要不可欠。</u>(第5回)</p>	<p>これまでの国営事業及びこれと連携した都道府県営事業により、我が国の農業生産の中核的な役割を果たす生産性の高い大規模優良農業地域が形成されてきた。</p> <p>これらの地域は、全国で約170万haにおよび全農地の4割を占め、主要穀物の生産量で全国の4～5割(水稻36%、麦類53%、大豆43%)を占めるほか、野菜等の主産地の形成や生産性の高い農家経営の比率が高い。</p> <p>担い手へ農地利用を集積し、効率的で生産性の高い農業経営を目指す農業構造改革を進める上でも、その基礎となる農業水利施設や農地の国営事業による確保・整備が重要。</p> <p>(参考9)</p>

論 点	委員の意見等	とりまとめの考え方
<p>(3)基幹的施設の効率的な更新</p>	<p>農地や農業用水利施設は、食料供給のみならず国土保全等の多面的機能を発揮する国民全体の財産。<u>地方の財政力やその時々</u>の政策に左右されることなく<u>安定的に今後必要性の高まる更新整備を実施していく必要がある。</u>(第2回)</p> <p>維持管理的な保全管理と更新整備は異なるもの。特に<u>更新整備は一時的に莫大な投資が必要となるわけで、国が長期的に全体をみて投資時期を判断するなど管理していく必要がある。</u>(第5回)</p> <p>大規模な施設の更新の際には<u>国営事業による実施が食料の安定供給という国家的な見地から必要不可欠。</u>市も改良区も合併統合など合理化努力を図っている中で、一方的な国の権限縮小については反対。(第5回)</p> <p><u>国営事業が、人的資源の効率的活用の観点から、国の視点で技術者を全国的に配置していることは理解できる。</u>(第6回)</p>	<p>農業水利施設の耐用年数は、概ね40年程度であり、戦後整備された施設の更新需要の高まりや、社会資本投資余力の減少に対応し、効率的に更新を行っていくことが不可欠。</p> <p>特に、国営事業により造成された基幹的施設の更新は、事業費規模が大きいことに加え、社会経済情勢の変化やイノベーションに対応して、新たな整備水準の確保・機能向上が不可欠。</p> <p>これら施設の更新事業が適時適切に行われない場合、食料安定供給の確保や国民生活の安定といった国の責務を果たせないおそれがあり、引き続き国営事業による実施が必要。 (参考10)</p> <p>国営事業は全国の大規模優良農業地域を対象として、基幹的な施設(ダム、頭首工、用排水機場、基幹的な水路等)を整備。</p> <p>国は、大規模な事業の調査・計画・設計・施工に関わる多様な専門技術者を確保し、全国レベルで必要な時期に必要な地域へ人員を機動的に投入することが可能。 (参考11)</p> <p>都道府県がこうした大規模施設の整備を実施するとした場合、多くの専門技術者を新たに確保し、事業完了後は余剰となるおそれがあることから、非効率。国営事業は行政コストの縮減の面からも効率的なしくみ。</p>

論 点	委員の意見等	とりまとめの考え方
<p>(4) 中山間地域等における構造改革の先導</p>	<p>農産物価格の低迷や農業者の高齢化・減少の中で、特に中山間地域等における整備はむしろ農業生産というより国土保全の観点が高まっている。こうした中、補助事業で誘導するにしても限界があり、将来的には国が発議して必要な事業を実施していくことも考えなければならないのではないか。(第5、6回)</p>	<p>中山間地域等の条件不利地域において、ほ場の大区画化・汎用化などの生産性の高い基盤整備と併せ、担い手に農地集積を進め構造改革の推進を図る観点から、平地地域では採択を中止した「国営農地再編整備事業」を国がモデル的・先導的に実施。</p> <p>なお、規模の小さい生産基盤の整備やそれと一体的に行う生活環境整備に係る事業は、地方公共団体が担うこととなるが、必要な整備が適切になされるよう、農政局単位で国と都道府県との緊密な連絡調整の場の設置を検討。</p>
<p>(5) 自然環境保全等政策テーマに沿ったモデル的实施</p>	<p>直接的な関与については国営事業の規模性・技術性だけでなくモデル性・先導性といった特性もあるのではないかと。(第2回)</p>	<p>広大な国営事業エリアにおける農業用水の再編、環境保全型農業の推進、自然再生法に基づく自然と共生する農地の整備など、資源循環や自然環境保全などの政策テーマに即した事業や新技術の導入を国が先導的に実施。</p> <p>(参考12)</p>

論 点	委員の意見等	とりまとめの考え方
<p>3．都道府県営事業の役割</p>	<p>国営事業の役割としての全国的な見地からの食料供給力・生産基盤の確保のための整備、<u>都道府県営事業の役割としての地域に密着した整備（中山間活性化など）</u>という風に役割を整理すべき。（第2回）</p>	<p>地方公共団体は、基本的に住民に身近な行政を担う役割を有しており、食料・農業・農村政策においては、国との適切な役割分担の下、地域の自然的・経済的・社会的諸条件に応じて施策を実施。（参考13）</p> <p>なお、末端の水路等の農業用水利施設では生活用水や防火用水としての機能や地域の排水の受け入れなど地域が被益する割合も高くなっていることから、地方公共団体による実施が適切。</p> <p>【地域の実情に即した担い手の育成・確保】 国営事業による基幹的用排水施設の整備と連携し、ほ場整備事業により、末端水路の整備、区画整理等を実施し、効率的な農業経営の展開が可能となり、法人化、複合営農を実現。</p> <p>【地域農業の展開方向に応じた畑地かんがい施設の整備】 国営事業による基幹的用排水施設の整備と連携し、末端の畑地かんがい施設を整備し、消費者のニーズや地域農業の展開方向に応じた多彩な整備により、高品質で特色ある産地の育成を推進。</p> <p>【中山間地域の総合的な整備】 平場の農村と比べて様々な不利性を有している中山間地域の立地条件に対応した農業生産基盤や、生活環境の整備を総合的かつきめこまやかに実施。なお、中山間地域の条件不利性にかんがみ、中山間総合整備事業等の補助事業において、国の負担割合を高く設定。</p> <p>【地域における安全・安心の確保】 農地・農業用施設の災害発生の原因の抑制と災害に耐えうる条件の整備を行い、農業生産の維持及び農業経営の安定と国土及び環境の保全を図る。</p>

論 点	委員の意見等	とりまとめの考え方
<p>4．土地改良事業の今後の展開方向</p>	<p>国営及び都道府県営事業の適切な役割分担に関するアンケート結果では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国民一般、地方公共団体、土地改良区に関わらず、国内における農業生産を拡大し、輸入への依存を抑えるべきとする意見が大部分。</u> ・ さらに、<u>農地や農業水利施設に対する公共投資について、都道府県、市町村、土地改良区は、「農地や農業水利施設の保全と更新のための投資が必要」とする意見が大部分。</u> ・ 一方、<u>国民一般は「効率的で生産性の高い農業を実現するために必要」とする意見が一番多く、「担い手の確保等の構造改革に限定すべき」など、投資に当たって目的の明確化や重点化の視点が必要とする意見も多い。</u> <p>(参考14)</p> <p><u>現状を踏まえどのような点をスリム化していくのか。(第5回)</u></p> <p><u>関係者の意見を聞くと、農業水利事業がいかに必要不可欠であるか理解できるが、食料の確保と水利施設の整備の関係について国民の理解と支持が不可欠。(第6回)</u></p> <p><u>アンケートで、都道府県、市町村、土地改良区の意見が異なっていることに注意すべき。特に市町村の財政力が厳しいと感じた。とりまとめ方向については了解だが、こうしたアンケート結果を踏まえた整理を望む。(第6回)</u></p>	<p>食料自給率の向上は、国の大きな政策目標。このためには食料供給力の強化を図る必要があり、農地・農業用水等の確保は不可欠。国としては、今後とも自給率の向上に資するよう、国民的理解を得つつ土地改良事業を実施していく責務。</p> <p>基幹的な農業水利施設の相当数が戦後、水田地域を中心に集中的に整備されてきたことから、順次老朽化が進行し、更新が必要な時期を迎える施設が増加。</p> <p>また、平成10年度以降、予算が大幅に抑制されている中で、国・地方の財政状況を踏まえ、事業を一層効率的に実施することが必要。</p> <p>このようなことから今後、水田地域の土地改良事業は更新事業(機能の向上を含む。)が中心。また、遅れている畑地域の整備については計画的に推進。</p> <p>(参考15)</p>

論 点	委員の意見等	とりまとめの考え方
<p>5 . 国が行う基礎的・広域的事業の重点化 (1)既存施設の更新事業に重点化</p>	<p>今後の国と地方の役割分担に関するアンケート結果では、国民一般、地方公共団体、土地改良区に関わらず、<u>農地や農業水利施設の整備は「国の責務で実施すべき」、「国と地方の役割分担の基本的な枠組みは維持すべき」とする意見が多い。</u>この際、<u>国の役割は「既存施設の有効利用を図りつつ更新投資に重点化」すべきとの意見も存在。</u> (参考16)</p> <p><u>水田のかんがい整備率が 80 %に達している一方、畑地かんがいの整備率は 20 %程度であることから</u>も今後のメリハリを打ち出すべき。(第5回)</p> <p>国民理解のためには「コストをかけて農業生産をやっている」ととらえられてはマイナス。コスト縮減や競争性の確保の視点は重要。<u>更新整備の際には、次の時代に向けた生産性向上や施設機能の向上などレベルアップの観点が必要。</u>(第6回)</p>	<p>水田地域の基幹的な農業水利施設については整備が進んできており、既存施設の更新事業(機能の向上を含む)の需要が増大。水田地域における国営かんがい排水事業については、更新事業(機能の向上を含む)に重点化を図り、事業を一層効率的に実施していく必要。 (参考17)</p> <p>一方、畑地かんがい施設の整備については、消費者ニーズや担い手の経営戦略に対応した高品質で多様な農産物を生産し、攻めの農業を実現するための基盤であることから、今後とも新規整備を計画的に実施する必要。 (参考18)</p> <p>国営事業で造成された基幹的な施設の更新は、事業規模が大きいことから、コスト縮減にも努めつつ、社会経済情勢の変化やイノベーションに対応した新たな整備水準の確保・機能向上が不可欠。</p>

論 点	委員の意見等	とりまとめの考え方
<p>(2)更新事業の重点化に伴う事業の管理運営の充実・強化</p> <p>ア．ストックマネジメント手法の確立</p>	<p><u>膨大な水利施設が形成されてきており、ある施設が出来上がると今度は別の施設を更新しなければならないという状態。今後は更新を迎える施設について長寿命化を図っていくことが必要。(第4回)</u></p> <p><u>更新事業において国の果たす役割として、システム一括ではなく分散的なシステムとして効率的な更新を行っていくことも考えられるのではないか。(第5回)</u></p> <p><u>ストックマネジメントについては、機能診断の技術などは専門性が高いと考えられることから、国営造成施設のみでなく都道府県営や団体営の施設についても国が実施していくべきではないか。(第6回)</u></p> <p><u>土地改良区自身の合理化努力を踏まえた上で、土地改良区に対し、国の先導による機能診断・ストックマネジメントと共に、現場情報を蓄積収集し普及する支援システムが必要だと考える。(第5、6回)</u></p> <p><u>維持管理的な保全管理と更新整備は異なる局面であることに留意しつつ、ひとくくりにするのではなく、プロジェクトのライフサイクルを考慮したマネジメントを行うべき。(第5、6回)</u></p>	<p>更新事業への重点化に伴い、既存施設の有効利用を促進するため、施設の機能診断に基づき、劣化の状況に応じて予防保全と必要な更新整備（機能アップを含む）を適切に選択し、施設全体のライフサイクルコストを低減するストックマネジメント手法を平成19年度から順次適用する。</p> <p>機能診断や対策工法は発展途上の技術であり、国が先導的に、手引き・基準の策定や、新技術の導入を促進するなど、ストックマネジメントの技術の確立と普及に努める必要。</p> <p>予防保全計画に基づく対策の実施は、その事業の規模や必要とする技術力などに応じて、国と地方が適切な役割分担と連携のもとに実施する必要。</p> <p>(参考19)</p>

論 点	委員の意見等	とりまとめの考え方
<p>イ．事前評価手法の改善</p>	<p><u>更新事業の採択要件については、新設事業が中心であった時代とは別の評価基準も考えられるのではないか。</u>(第6回)</p> <p>個々の事業の合理化・効率化の視点以外に、<u>国全体の効率的なリソースの配分の観点がある。</u>これまで<u>国営、都道府県営、団体営について役割分担が行われてきたが、今後の更新事業の増加に伴って、この関係性にどのような影響を与えるのか。</u>(第2回)</p> <p>事業の採択については B/C があるが、<u>更新事業の全国的な見地からの優先性の決定はなされていないはず。</u>従って、<u>ナショナルなレベルでリソースの配分を行い効率化を図る必要があるのではないか。</u>(第2回)</p> <p><u>財政状況が厳しい中で優先性を様々な選択肢を考慮した上で、多元的に判断していかなければならない。</u><u>国営事業を実施する際、視点を広くおいて優先順位や工期等につき総合判断し評価していくことが必要。</u>(第5回)</p>	<p>【更新事業の費用対効果算定手法の改善】 更新事業（機能向上を含む）の効果を適切に評価するため、国は、費用対効果分析の手法を大幅に見直し、都道府県営事業に対する指導を行いつつ、平成 19 年度の事業採択から新たな算定方式を適用。 (参考 20)</p> <p>【多段階評価手法の確立】 国営事業の採択にあたって事業の必要性、効率性、公平性、環境への配慮等を総合的に評価する多段階評価を試行。 更新事業の採択の優先性を判断するため、ストックマネジメントによるライフサイクルコストの低減の視点から、新たな評価指標を追加し、事業の多様な要素を総合的に評価する多段階評価を都道府県に対する指導を行いつつ平成 19 年度より本格導入。 (参考 21)</p>

論 点	委員の意見等	とりまとめの考え方
<p>ウ．効率的な事業実施のための改善</p>	<p><u>事業の長期化等を防止するための時間管理が不可欠。(第5回)</u></p> <p>土地改良事業における競争性導入の観点について配慮できないか。市場化テストや指定管理者制度等の動きも踏まえた上で、<u>民間参入の促進についても長期的には検討すべき。(第6回)</u></p> <p>土地改良区は事業実施や施設管理をはじめ、地域用水の供給や地域排水の受け入れなど、多岐にわたる業務を担い、組合員の高齢化や減少に伴う財政状況の悪化の中、地域のために努力している。こうした<u>土地改良区の役割を評価していただきたい。(第6回))</u></p>	<p>国営事業においては、従来のコスト縮減の取組みに加え、調査・計画段階から管理に至る全てのプロセスを見直す「農業農村整備事業等コスト構造改革プログラム」を策定し、総合的なコスト構造改革を推進。</p> <p>事業の進め方に関し、限度工期の設定、再評価のルール化や住民参加による直営施工等の取組みを推進しているほか、さらに、国営事業において事業費の変動等を継続的にチェックする「事業管理モニタリング」や、民間のノウハウを活用する「設計施工一括発注」を導入したところ。 (参考22)</p>

論 点	委員の意見等	とりまとめの考え方
<p>(3)国と都道府県の一層の連携の強化</p>	<p>更新事業が重要となる中で、<u>末端施設と基幹施設の整備が連携しないと機能が維持できない。今後はリスクマネジメント的な更新事業のスキームをどのように確立していくかが重要。その際、更新事業における国と地方の役割分担をどのように考えるか。(第5回)</u></p>	<p>農業水利施設は、ダム、頭首工等の基幹施設から末端施設に至る一連の水利システムを形成。これまでも、国は基幹部分、県は末端部分を連携して整備。</p> <p>今後の更新整備においては、営農条件の変化や水利用の効率化等に対応する機能の向上を含む施設の更新が求められるため、システム全体としての機能の維持・向上の視点から、国と県の連携をより一層強化することが必要。</p> <p>国の役割の重点化に伴い、未整備の水田地域や、中山間地域等の条件不利地域で必要な整備が適切に実施されるよう、国と都道府県との緊密な連絡調整の場を設置する必要。</p> <p>(参考 23)</p>